

発議案第11号

閣議決定及び安全保障法制の撤回を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成27年6月12日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	河 野 慎 一	㊟
賛成者	八千代市議会議員	山 口 勇	㊟
	同	松 崎 寛 文	㊟

提案理由

政府においては、直ちに、憲法を蹂躪した閣議決定及びそれに基づく安保法制の撤回を要請する。

これが、本案を提出する理由である。

閣議決定及び安全保障法制の撤回を求める意見書

政府は、集団的自衛権の行使を容認する内容を含んだ安全保障関連法案を提出した。安倍総理大臣は法案を提出する前から、この国会で法改正を成立させると表明したばかりでなく、自衛隊法、周辺事態法、国際平和協力法（PKO法）等、本来はそれぞれ丁寧に審議すべき10本の改正案を一つに束ねて提出し、審議を簡略化しようとしている。

戦後70年間、平和憲法のもと我が国が貫いてきた海外で武力行使を行わないという原則を大きく転換しようとしているにもかかわらず、国民への丁寧な説明や国会での徹底審議を避け、結論ありきで法改正を強行しようとする政府の姿勢は容認できない。

そもそも、集団的自衛権行使を容認する2014年7月1日の閣議決定は、従来の政府の憲法9条解釈の昭和47年政府見解にある「外国の武力行使」という文言を「我が国に対する外国の武力攻撃」という本来の意味のみならず、「同盟国等に対する外国の武力攻撃」という意味であると都合のいいように読み替え、また、全世界の国民に確認した平和的生存権等の憲法の平和主義を切り捨てる暴挙によるものであり、違憲無効である。政府には、閣議決定の即時撤回を要請する。

そして、「新三要件」には歯止めがなく、我が国に直接武力攻撃がなくても、自衛隊による海外での武力行使を可能にする。新三要件は、便宜的・意図的であり、立憲主義に反した解釈変更である。政府が集団的自衛権を行使して対応しなければならないとする事例は、蓋然性や切迫性に疑義があり、集団的自衛権の必要性が認められない。したがって、専守防衛に徹する観点からも、安倍政権が進める集団的自衛権は容認できない。

現在、日本社会に満ち溢れる国民の疑問や不安を真摯に受け止め、政府においては、直ちに、憲法を蹂躪した閣議決定及びそれに基づく安保法制の撤回を要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月25日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様
外務大臣様
国土交通大臣様
防衛大臣様
内閣官房長官様